

非常に左右されるということで、将来どうなるかということは、もちろん予断を許さないわけですが、大体今程度というにすれば、八十銭程度まで炭価が下った場合には、使用上のメリットの差一割ないし一割五分を考へても、一応やり得るのじゃないか。われわれといたしましては、これはぜひそういう格好に持っていくというところによって、国内にある貴重なエネルギー源であり、また非常に大きな雇用の吸収源であります石炭産業というものを安定させ、発展させる必要があるのじゃないか、そういうふうに考へておるわけですが、そのためにはとりあえず当面の危機というものを乗り切る必要が、一番大切であり、次いで長期的な石炭産業の安定ということをはからなければならぬ、そういうふうに考へておるわけですが、当面の石炭危機を乗り切るということとは、何と申しましてダンピングというより、なにかような格好にして、破壊というよりな状態に陥ることを避けるということが絶対に必要であらう、そういうふうに考へるわけですが、もちろん生産制限をやるべきです。コストが上ること、これは当然でございますが、しかしわれわれといたしましては、ここである程度コストが上り、会社の方も経理的には赤字がふえるということがあるにしても、これを、ダンピング等から混乱するという格好になつて、業界が全く無政府状態になるというところからくる摩擦と比べれば、当然石炭業全体として耐え忍び得る限度のものじゃないか。そのためには必要な金をつけてやるということが、絶対必要になるというふうな見地から、新昭和

石炭の発足、並びに今後の発展ということにつきまして、政府といたしましてでもできるだけの協力、指導、援助というところは、今後もやっていきたいと考えておるわけですが、とりあえずの問題は、とにかく破綻を来たさせないということに乗り切ること、これは一時的には強化するし、あるいは今御審議を願つております合理化法の改正によつて納付金の期間を一年間ふやすことによつて、非効率炭鉱を百万吨買い上げる。あるいは現在いろいろと検討いたしておりますが、輸入エネルギーにつきましても、必要最小限度に輸入をとどめるといふ従来の方針、これをあくまでも堅持していくというところでやつていきたい、こう考へておりますが、一ぺんに石炭が石油とコンペティティブになるといふことは不可能でございます。たとえばわれわれといたしましては、政府の唱えておられます炭主油政策というものを、できれば三十四年、三十五年という二年間くらいで、まず石炭会社自体が赤字がなくなつて健全な経営ができるという程度にまで努力してコストを下げ、それからその次の一年間くらいで、今度は自主的にさらに割くくらいコストを下げるということによつて、石油と十分競争ができること、これによつて、やはりある程度時間をかける必要があるのじゃないか。それからまた四、五年たてば、必ず石油に對してもコンペティティブになり得るのだという見通しは、はつきりするものであれば、これは需要者各位にも、もうしばらくのしんほうだし、とにかく国内にある一番大きなエネルギー資源でございます

ので、これをさらに発展させるということのために、もうしばらくの間御協力願いたいということで、炭主油政策を今後も続けることができる、そう考へておりますので、とにかくまず現状の赤字状態から抜け出すという努力、それに各社とも力をいたしてコストを下げる。さらにその次には石油とコンペティティブになるようにさらに下げるというふうな、相当計画的なコスト・ダウンの努力というものを、石炭界に要請すると同時に、産業界に對しても、それを受け入れて、一つはばらくの間がまんしていただきたい、そういうふうな格好で行きたいと思つておられます。

それからさらに長期的にはさき申し上げました合理化計画の線に沿つて増産を行うというところで、炭価の引き下げをいたしますが、さらにいろいろな地下資源産業の特性というところにかんがみまして、何らかの意味における需給の調整機構というふうなものについて、今後検討を加えていきたい、こう思つております。さらに従来の用途というところでは、これは非常に限られておりますので、新しい石炭化学の発展というふうなことのために、官民あげて一つ新用途の開拓に乗り出すということによつて、石炭の将来を安定させることにしたいと存じます。

○滝井義高君 今石炭局長から当面の対策、長期的な対策、二つに分けて詳細な政府の見解の説明があつたのですが、もう少し一具体的に説明願いたいと思うのです。それはまず第一に当面の対策としていわゆる生産調整をやる、いわゆる生産制限をやる、この点については三十四年、三十五年に赤字をなくする努力を業者にしてもらひ、さらに二カ年間は業者が一割のコストの引き下げを努力してもらひ、こういうことなんです。生産制限とコストの引き下げ、あるいは赤字をなくする努力というところは、必ずしもこれは一致をしない、大きな矛盾をはらんでおる点なんです。政府は長期エネルギー企画庁あたりの意見をだんだん聞き、あるいは論議をしてみますと、もはや五年くらいは長期計画ではだめだ。やはり日本における長期計画というものは、十年、三十年の長期政策を立てなければならぬのだ。たとえば石炭に非常に密接に関係のある鉄鋼のごときは、すでに昭和四十年以降の計画というものを、国が立てるのじゃなく、民間の営利的な会社でさえも立てておるわけなんです。すると当然そういうものに見合つた石炭というものの計画が立てられなければならぬ。ところが昭和五十年には七千二百萬トンの計画を立て、三十三年には五千八百萬トンのものが、実質的には四千八百萬か九百萬トンしか必要がない。こういうエネルギーの長期計画に大きな見通しの誤まりを来たしたのである。ところが一方国家における経済の要請というものは長期計画を必要とする、こういう状態があるわけなんです。そこで現実における日本の出炭能力というものが五千七百万トンか八百万トンの能力があるにもかかわらず、それを制限しなければならぬのだが、一体その制限というのは昭和三十四年、三十五年の二カ年と、さらにあなたの言う、あと二カ年で一割コストを引き下げなければならぬ、六年、七年、こういう三カ年か四カ年かの出炭制限の見通しと申しますが、ワタは、どの程度の出炭制限のワカをもつて進んでいくつもりなのか。これを一つ御説明願いたい。

○樋口政府委員 現在の石炭の生産能力が果して幾らあるかということとは、これは非常にむずかしいのでございまして、一応各社から今まで一体どのくらいの出炭が望ましいかといったような、希望的な数字をとつたところでは、大体五千五百万トンくらいという数字が出ておるわけでありまして、大体会社がこのくらいが一番望ましいというところがある。ところが現在約百万トンばかりの過剰貯炭がある。これはできるだけ早い機会にその過剰性をなくするということによつて、出炭制限というのはいくら短期間にとどめたい、こういうふうな考へておられますが、まだ数字その他は最終的にはわかりませんが、大体われわれのところの考へておられます数字というのは、やはり四千八百萬から四千九百万トンというくらいにとどめ、一応とどめる必要があるのではなからうか、そういうふうな考へております。

○滝井義高君 そうしますとここ三、四年の間は、現状の四千八百萬ないし四千九百万トンの出炭ペースを維持していきたい、こういうことなんです。

○樋口政府委員 いや、三十四年度は四千八百萬トンということで、大体そうなりますと現在われわれの考へております来年の需要予想というものは、五千百万トンか五千二百万トン程度であらうかと存じますが、大体三十五年

三月、三十四年度の末には八百萬トン程度にまで貯炭が下るんじゃないか。そうしますとあとは需要とちやうどマッチした程度の生産が行われますので、またことしのように特別に雨がよけい降り、電力だけで五百萬トンも当初の計画と違ふといつたような不測の事態が生じない限りは、来年からは需要が五千三百萬トンあれば五千三百萬トン、五千五百萬トンにふえれば五千五百萬トンといつたように、能力に対してその無理のない程度の生産ということをやっているようになる、そういうふうに考えております。

○高井義高君　そうしますと非常に重大なことが起つてくる。どういう重大なことが起つてくるかといふと、日本の長期エネルギー政策が昭和三十三年に五千八百萬トンの供給をやる、そして五十年には七千二百萬トンだ、こう言つておつたわけですが、そして石炭がいれば五十年には七千二百萬トンになる程度のカーブをずっと今から描いて、その七千二百萬トンに五十年には達するわけですが、そういう位置づけを石炭についてやつておつたわけですが、そして同時に石炭に見合う石油とか木炭に至るまでのエネルギー計画を立てていた。ところが石炭が、今御説明になつたような五千八百萬程度からずっと伸びていかなければならぬものが、しばらくここで四千八百萬から四千九百萬に足踏みをするわけです。そしてせいぜいここ一、二年はよくいったところで五千萬がそこらだ。こうなりますと、本来石炭が占めなければならぬエネルギーの地位というものを重油その他によつて、あるいはガスによつて食われちゃう、食われると石炭

産業の将来の展望と申しますか、いわゆる今度当面の対策として長期的な対策をやる場合に、もはや石炭の市場というものが国内にはなくなる、こういう問題が出てくるわけですが、やはりこの対策というものを考えておかないと、石炭の将来の展望というものは全く暗いものになつちゃう。これはここ三、四年におけるオートメーション化と申しますか、いわゆる産業の体質改善によつて政府はそれを重点的にやうとしておるわけですから、各企業における燃料のものであるボイラーその他の設備、こういうものが相当程度違つてきてしまふといふおそれもあるわけですが、そのときになつて重油のボイラーを石炭のボイラーに切りかえさせようといふことも、なかなかうまくいかぬことになる。今のあなたの御説明からはこういう矛盾点が出てくるような感じがするのです。こういう点の打開策を何かお考えになつておられますか。

○通産府委員　私冒頭に申し上げたつもりでおつたのでございしますが、企画庁で立てられた昭和五十年の七千二百萬トン、石炭鉱業審議会で合理化法に基く基本計画としては、四十二年に六千九百萬トンといふものを立てております。これは先ほど申し上げた通り、あくまでも基本線はくずさないといふことで長期的な、もっと能率的な開発を行うための縦坑の掘きであるとか、あるいは坑道の機械化であるとか、斜坑であるとかいふようなものについて、これはほとんど予定通り投資を進めさせておられますし、開発銀行等の金も大体出しておるわけでありまふ。これは一般的な石炭の金詰まり等から、三十三年度は資金の投下量と

しては約一割に相当するかと思われまふが、御承知のように縦坑一本でも五年から十年かかるといつたものがございしますので、この一年に一割ばかりおくれたのは今後数年間に容易に取り返し得るものだと考えておりました、われわれとしては、そういう長期的な開発についてのテンポといふものは一向ゆるめる必要はないんじゃないか。こういう長期的に考えなければならぬエネルギー、これは先生の御指摘になつた通りでございしますが、それを一時の、一年あるいは二年の非常に異常なる経済現象によつて、貯炭が急にふえたようなことのために、根本策を変えようといふことはむしろ間違ひなので、長期計画に沿つた線はあくまでもそれを実施し、さしあたりはとにかく異常な苦境を打開するため、コストがある程度上がるというようになことがあつても、それはがまんして切り抜ける。六千九百萬トンあるいは七千二百萬トンという一定の線に向つては、長い目ではあくまでも邁進する必要があると思つておられますし、また現在各社で行われておりますいろいろな開発工事等を見ましても、その線通りに大体行われておるといふように確信しておりますので、長期的に見た石炭の重要性といふことは、将来決して石油にとつてかわられる方向になつていくことはないと、われわれはそういうふうに考えております。

○高井義高君　ぜひ昭和四十二年には六千九百萬二十萬トンの線が維持できるうちに、石炭局はもちろんのこと、岸内閣としてもやはりその方針を堅持して、もしそこに隘路でも出れば、その隘路といふものは必ず断ち切つていく

だけの勇氣と自信を持つてやつていたいただきたいと思ひます。これはあなたが今、それをもつて必ず貫いていくのだ、こういう御言明がございましたので、時間の関係上それ以上追及いたしません。今後の政府の業績を一つ見させていただいて、その上でまた議論をさせていただきたいと思ひます。

次には、いろいろ石炭資金の確保の問題等もありますが、これは新昭和石炭会社について政府が協力して、できるだけ融資に努力するといふことを予算委員会でご言明されましたので、それ期待をして、次には輸入エネルギーの節減といふものを一体どういふ工合にやつていくかといふことです。結局石炭の五千八百萬トンの計画といふものは、なるほど長期的に見ればその方針に交らないにしても、ここ一、二年の間といふものは、やはり日本産業が拡大をしていき、経済成長が六％ないし六・五％伸びるのだ、長期計画では三十七年までは伸びていくといふことを、昨日社会労働委員会が経済企画庁当局的言明も得たのですが、そういうことになる生産の伸びに見合つてエネルギーといふものが、石炭のカーブをしなければならぬ、他のエネルギーによつて石炭の不足分をカバーしていくといふ形が出てくる。そうしますと一体輸入エネルギーの節約、特に外炭とか重油といふようなものの関係を、どういふ工合に見通しておるのか。

○通産府委員　輸入エネルギーにつきましては、国内でまかなえるものはもちろん優先的に国内でまかない、やむを得ざる不足分だけを輸入炭で補ひ、あるいは石油で補うといふことを従来からとつてきたわけでございます。ただここで一つ問題がございしますのは、重油の使用量といふものは毎年毎年のワクでふえておられますが、しかしその中で石炭と競合するいわゆるボイラーにたかれる重油の量は、大体公益事業を含めまして全体でせいぜい三割程度、実数で申しまして年間にして三百萬キロ程度のものがボイラーでたかれる。あとの七百萬キロ、これは非常に大ざっぱな数字でございしますが、かりに千キロといふものがよく言われている数字でございします。これは九百十八万といふことを予定いたして予算を組んでおられますが、三十四年度はまだはつきりしておりません。しかし九百十八万ばかりの中で大体二百五、六十万といふものが、いわゆるボイラー用に使われる石油、それ以外に船等に使われますA重油等、これは石炭と競合しないものであります。あるいは化学原料用石炭、それから鉄の製鉄のための特に硫黄分の少い、ロー・サルファの重油といった特殊のもの等でございますので、この石炭と競合する部分につきましては、われわれ従来から非常に大きな査定を加へまして、たとえば公益事業である電力等につきましても、最近の設備の関係で、どうしても負荷の変動があるといふ際には、簡単に操作できる重油を仕込むといふことでなければいかぬといつたことから、必要最小限度と思はれるものを重油で認める。石炭でまかなえるものは、これは原則として全部石炭を使いなさいといふことで、三十一年に重油ボイラー制限法を御制定願ひまして運用していること御承知の通りでございますが、われわれといたしましては、今後もこの方針といふものは

当然続けていくということで、国全体としても運用していただきたいと思っておりますし、われわれ石炭局のものはもちろんその方向で進んでいきたい。原料炭につきましても、これは国内で約一千万トン近いものが出るわけでございますが、たとえば来年の鉄鋼の生産計画と合せますと、どうしても千四百万から千五百万ぐらいの原料炭が必要という格好になりますので、この需要量との差の四百万ないし四百五十万というふうなものにつきましても、これは輸入せざるを得ない、こう考えております。しかしこれは御承知のように製鉄その他ガス、コークスに絶対必要な強粘結炭が大部分でございまして、一部無煙炭、これも国内でございまいませんが、そういうふうになっておりまして、国内と競合するものはトシも入れないという格好で進んでおります。

○滝井義高君 鉄鋼との関連のある強粘結炭や無煙炭の輸入はやむを得ないと思っておりますが、そういう方針を一つ堅持をして、よめめかないように、行ってもらいたいと思っております。

そうしますと、国内においては原料炭の出炭制限は、先般の大臣の言明にもありました通り、やらない。そうしますと、今度この石炭鉱業合理化臨時措置法によって納付金を一カ年間納入するのを延期することになるわけですが、その場合に先般予算委員会では、原料炭についてはトシ当りの納付金を一般炭の納付金に比べてプラス・アルファをつけて納付せしめるというお話があつたわけですね。従つて原料炭には一体どの程度のアルファをつけるかと

いう点です。これはもうやがて法案が衆議院を通るのですから、そこらあたりをはつきりしておいてもらふことが、あとにおいてごたごた問題を起さずによいだろうと思ふのです。一体どの程度のプラス・アルファをおつけになるのですか。トシ当り二十円の納付金に、どの程度増額しておりますか。

○樋詰政府委員 今のところ納付金を一般炭と原料炭とで差をつけてやるということは、実は考えておらないのでございまして、たとえば目下設立準備中でございまして新昭和石炭につきましても、これは御承知のように、そこで買い上げますのは、ほとんど現在余つていて一般炭だけで、原料炭はトシもそこを持ち込まれることはない、こういうふうなことを考えております。しかし各原料炭会社は、それぞれの原料炭も含めて、自分の出炭規模に応じて大体そこに金を持ち寄り、そしてそれを担保に銀行から金を借りてきて百万トン持とう、こういうことをやっているわけでございます。大体これは業界内のお互いの話し合ひで、そういう全体の機関を作る際には、自分には直接恩恵をこうむることのないような機関に対して、みんな共同で一つ信用を持ち寄るといふようなことによつて、業界全体のトラブルを解決していきたいというふうなことで、大体一般炭と原料炭の間の話がついていてという格好でございます。実はこれを法律あたりでできちつと分けるということとは非常にむずかしい問題でもございまして、業界、われわれといたしましては、業界の中でその問題が片づく限り、できるだけ円満に業者同士で話し合ひをさせて問題を解決したい、こういうふうな

考えておりますので、たとえば今新昭和石炭の出資金といったようなものに出ている精神をもつて、今後とも原料炭と一般炭との間の各会社の調整をはかるというふうなやうにしていきたいと考えております。

○滝井義高君 どうもそこがちょっとはつきりしないのです。この前予算委員会では念を押したのですが、トシ当りの納付金二十円というものを、今まで一般炭からやっておつたのが、原料炭は出炭の制限をこの際やらないのだ、というのには、原料炭は不足をしておる、従つて原料炭についてはプラス・アルファを出していただくのだというところは、大臣が言明されたのでございまして、なるほどこういう新昭和石炭会社というふうな不況カルテル的な要素を持つていての会社ができて、直接影響を受けないかもしれないけれども、これは石炭業界としては間接的影響を全部受けるわけですね。だからそこに、恩恵を受けることに濃淡の差はあるにしても、影響を受けることは間違いないし、長い目で見ると、たとえばわれわれの近所にもありますが、今まで無煙炭であつた山で、いつの間にか今度は有煙になったという山もあるわけなんです、長い目で見るとそういう変化も起るし、また今度は原料炭が転落することもあり得ると思ふのです。従つてこれはこの前の大臣の言明と今のあなた

の言明と、まだ一カ月にもならぬのですが、その点今のような御答弁では、原料炭と一般炭との差別というものはないので、これはお金を出すのはそれぞれの力において出すのだから、何でもないのでね。平均しておるわけですね。ところが一方一般炭は出炭制限を

受けるけれども、原料炭は自由に出しているのだということになれば、それについて何か石炭鉱業の合理化をやつて、買い上げる資金として何ぼかそこに出してもいいのじゃないかという感じがするのです。その点はこの前の言明と今と違ふのですが、言明が違ふことは困るのです。

○樋詰政府委員 これはこの前大臣は納付金を引き上げるとは言われなかつたと思ふのでありまして、ただ滝井先生の御質問に対して、原料炭と一般炭との間には、ある程度取扱ひに差をつけるということの方がいいのじゃないか——先生が大臣の気持はどうだというたしか表現だつたと思ふので、気持としては何か差をつけるというこの方がいいのじゃないかと思うことを、大臣は答弁されたと思ひますし、また私自身も申し上げましたときに、一般原料炭会社の方から、自分の方の炭は直接には買つてもらわぬけれども、自分の方で協力したいという空気がございまして、できるだけ民間同士で話のつくものは、一つ円満に話をつけたというふうなことを考えています。その前に大臣の答弁と、私が今ここで申し上げておりますことは食い違ひはない、そういうふうな考えております。

○滝井義高君 少し答弁が後退をされておるのですが、そうしますとその気持というのには、具体的にどういふところに現れてくるかというところなんです。まさか原料炭を出している会社、この新しくできる不況克服の会社によけい金を出すわけじゃないと思ふ。それぞれ出炭に応じて出すのなら

ば、これは一般炭のところと同じなんです。だから大臣の気持というものは、具体的に出炭制限を受けない原料炭の会社は、どういふ工合にそれを表明するかということですね。

○樋詰政府委員 今回新昭和石炭で買い上げますのは、御承知のように現在余つております一般炭で、原料炭でないわけでございます。従ひましてこの新昭和石炭が、なぜ一体一般炭が余り出した昨年の秋ごろからすぐ発足できなかったかと申しますと、実は原料炭を主として出しているといったような山あたりは、自分らは何も買つてもらふ必要はないのだし、困つていないから、わざわざそういう会社を作る必要を認めない、だから作るなら一般炭を必要としているような会社でお作りになつた方がいいのじゃないかというふうな空気が、初めにあつたわけでございます。それはわれわれといたしまして、とにかく石炭界全体の問題もあるのです、そういう角つき合せてものを言ふということに、一般炭も原料炭もとにかく相ともに業界の危機を乗り切るというためには、協力すべきであるということ、これは大臣からも政務次官からも原料炭の関係者にお話しいただいておりますし、またわれわれも協会等を通じて、とにかく原料炭の会社はなるほど自分は困つていないけれども、常な混乱を防ぐといふことのために、せつかくこういう仕組みを作らうというならば、気持よくそれに入つて、そして応分の出資をするということ、協同して克服すべきであるというふうな指導して参りまして、それでそれが結局、今回の新昭和石炭の正式の発足

六十億程度ということになりはしないか、そういうふうに考えております。

○滝井義高君　そうしますと、三十三年、三十四年の見通しを加えると、計画の二割ぐらひはおくれてくる、こういう結果になる可能性があるわけですね。

次には、いよいよこの石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正案が通って、その通過後にいろいろ処理する問題が

いろいろものをつけておるんですから、
鉄区にもそういうものをつけるか、そ
ういう行政指導をおやりになる方がい
い。二年も三年も前から分割をしてや
ろう、そこまではなかなか頭が働かな
いと思うのですが、そういう点はどう
ですか。

○建設政府委員 できるだけ今の御趣
旨に沿うような考えが実現できるよう
に、一つ至急検討を進めたい、こう
思っております。

○滝井義高君 ぜひ一つ検討してい
たください。

次に、いよいよこの買い上げ対象に
なった炭鉱が調印も終って買い上げら
れてしまします。そうした場合に、買
い上げ炭鉱の被害復旧のいろいろな計
画の立て方についてですが、まずその
炭鉱が買い上げられると、安定被害に
ついては当然その炭業者が被害者と
の間の問題を全部片づけて、そして事
業団に買い上げてもらうことになるの
が建前です。ところが、この地域が安
定をしておるかどうかというのをき
ちんと見定めていくことは、なかなか
困難な問題が多い。たとえば、あとで
農地の問題等も出ますが、これは不安
定分だということで、そのときそのと
きの炭業者の経済状態その他にも関
係をして、なかなか安定したと認めな
いということが多い。炭業法の建前
は、やはり炭業者が認めなければだ
めだという建前になっておるわけで
す。そこで、必然的に安定をしておる
と常識的に思われるものも不安定分
に入れられて、そして一括をして買い
上げられた後に、その整備事業団が
ザブして、前に先取をしているその
金で、今度は復旧計画を立てられてい

くことになるわけですね。そこで、い
わばそれらのものをひっくり返して不安
定分としましよ。その不安定分の復
旧計画というものは一体どうしてや
っていくかということですが、たとえば
豊炭田のように、もう軒並みに炭鉱が
ずつと買われてしまふことになる。そ
うすると、そこにいわば不安定分だ
というものの相対安定したものを含
まれてきておるわけですから、これは
もう被害者にしてみれば、早く復旧し
てもらいたいことになるわけですね。

ところが、早く復旧するということにな
ると、その場合のやり方は、金銭賠償
で、いわゆる打ち切りで行くか、一般
被害にかけるかという二つの問題に
なってくるわけですね。あなた方はその
被害復旧を一体どちらでおやりになる
のか、これをまずお聞きしたい。

○建設政府委員 われわれといたしま
しては、被害の跡始末につきまして
は、金銭賠償でなしに、できるだけ臨
鉄法の精神にのっとりて復旧、炭業の
回復を主目的にやっつけていきたいと考
えております。

○滝井義高君 一般被害でやる、臨鉄
法でおやりになるのだということにな
りますと、当然その計画がなくてはな
らぬことになるわけですね。この計画と
いうものはどういう工合にお立てに
なつていかれますか。たとえば一つの
市に五つも買い上げの対象の炭鉱が
できてしまった。そうして被害復旧をや
らなければならぬ家屋が二千戸も
できた。そうすると、これは今までのよ
うな予算のつけ方では、二千番目の人
が被害復旧するのは十年も後になつ
て、家は倒れてどうにもならないとい
うことになり得るわけですね。従つて、

当然整備事業団としては、買い上げた
後にはその地区の被害者が納得のいく
ような計画というものを示されなけれ
ばならぬと思うのですが、これは一体
どうお考えになっておりますか。

○建設政府委員 不安定被害につきま
しては、事業団がその炭鉱を買ひ上げ
た以上は、事業団としては炭業者と
なるわけでごさいますので、炭業者
としての事業団が地元民と話し合いを
して復旧計画を立てる、そういうこと
になると思っております。

○滝井義高君 それは復旧計画を立て
るけれども、国と県とで合せて予算が
二分の一というわけですね。従つて、
事業団がやろうとしても、その分
の金がついてこぬとなかなかいかぬわ
けです。少くとも国の政策でこれはお
買い上げになるわけですね。石炭炭業合
理化政策という高い見地からお買い上
げになるわけですね。そして二千戸も
一挙に被害復旧対象の家屋ができれば
これは少くとも三年かそこらすれば安
定するんです。炭鉱をやめてから買い上
げになるまで長いものは一年か一年半
もかかるんです。復旧対象の家屋ある
いは農地が安定するためには、三年か
ら五年というのが常識です。それがほ
ぼ一年か一年半で安定してしまふとい
うことになる、復旧してくれという
ことになって、われわれも復旧して
くれということになった場合に、整備
事業団としてその申し入れに全部応じ
て、一年か一年半の間でやっつけてしま
えるかどうかということですが、これは
国がそれに見合ふ裏打ちをやってくれ
なければできないことになるが、その点
どうなりますか。

○建設政府委員 御承知のように、臨
鉄法を制定いたしました当時の被害と
いうものが、三十四年度以降なお五十
億ばかり残っておるわけでごさいま
す。われわれといたしましては、三十
七年の臨鉄法が一応満期になるときま
でに、残り全部片づけたというふう
に考えておりますが、残念ながら三十
四年度の予算では、われわれの考
えよりまして十七億ベイスが十一億ベ
イスというふうにだいぶ計画に対して
ショートしておるわけでごさいます。

この点はわれわれもなほ遺憾に存
するわけでごさいます。しかし、少
くとも臨鉄法で考えておりました全
て約百億ばかりの被害というものは予
定通り三十七年までには処理できると
いうふうに、今後は国家の予算の裏づ
け等も得まして実施したい、こう考
えております。さらにわれわれといた
しましては、臨鉄法というものが臨時
立法でなしに、むしろこういふのを恒
久立法ということにすることによりま
して、地下の採掘とそれに伴う地上の
諸権益との競合というものをどうい
うふうに調整するかというふうなことに
ついて、恒久的な制度を設けることに
よつて解決するという方向に行きた
い、こう思っております。たとえば炭
業法の改正というふうな際にも、当然
そういう地上の権益と地下の採掘とい
うものとの競合関係の調整ということ
が論議されるというふうに期待いたし
ております。いずれにいたしまして
も、先ほど申し上げましたように、炭
害はできるだけすみやかに復旧する、
少くとも臨鉄法で対象としたような
ものについては、予定期間内に終らせ
るというふうに国家予算の裏づけを今

後増大するということに努力してい
きたいと考えます。

○滝井義高君 三十一年から三十四年
末までの計画で、なお五十億残つて
おるわけですね。そうしますと、一体百
万トンふやして四百三十万トンの買
上げ対象になります。それによつてや
らなければならぬ炭害の復旧経費の総
額はどのくらいになりますか。まず三
百三十万トン分から言つて下さい。三
百三十万トンで幾ら、今度百万トン追
加したら幾らと……。

○建設政府委員 まだ三百三十万トン
につきましては、必ずしも全部現地の
調査が終り、調印するところま
で行つておりませんが、目下調査中
でございます。それから今後買い取り
が予想されます百万トンにつきま
しては、大体対象になる炭鉱がどこかとい
うことも、必ずしもまだはっきりして
おりませんが、今の話ではできるだけ
早く調査いたしまして、わかつた分
からだけでも、資料で提出したいと考
えております。

○滝井義高君 それならば三百三十万
トンはわからぬでも、もうすでに買
い上げの完了をした二百六十万トンに
ついてのおよそのものがわかつていな
いのですか。およそのものがわかつてお
らなければ困りますね。

○建設政府委員 今までのすでに買
い上げを了したもののについては、帰れば
もちろんわかると思いますが、今年元
に資料がございませんで、できるだけ
早く調べて申し上げます。

○滝井義高君 あとで出していただき
たいと思うのです。およそ腰だめのな
数字はわかつておらなければならぬと

思うのですが、二百六十万トンについて、それもわかりませんか。

○樋詰政府委員 昨年の十二月末現在で、安定鉱害が五億五千四百万、それから不安定関係の今後の積立金という格好で、新鉱業権者であります事業団が積み立てるといふことになっておりますが約二億七千五百万、合計いたしまして買い上げました炭鉱の鉱害の中で事業団が関係して復旧しようといふふうに考えておりますものが、大体八億三千万でございます。

○滝井義高君 これは二百六十万トンに見合う分ですか。

○樋詰政府委員 これは二百四十三万五千トンという昨年の十二月末までに買い上げたものでございます。

○滝井義高君 そういたしますと、この事業団が復旧した八億三千万の中で、国の経費というのは幾ら負担しておりますか。

○樋詰政府委員 これは御承知のように、物件によって国の負担額は違いますが、大体前後平均いたしますと、ほぼ国費は半分という程度になっておりますので、今申し上げました八億三千万、これに見合う八億程度の国費が出されまして、事業団としては、十六億程度になっておる、こういうふうに考えております。それからなお昨年の末までに、現実に事業団から支出いたしましたものが、約四億八千九百万円でございます。

○滝井義高君 そうしますと八億三千万事業団の負担分があって、国の負担分は総体の約半分に見合う八億程度で、事業量は十六億だ、それに対して十二月末までに四億八千九百万円事業団が出しておる、こういうことですか。

ね。そうしますと、大体この通りにずつとならしていけば、もう十五、六億の金が必要ということになるわけですね。大体それだけわかつておればけっこうでございます。

次には買い上げ炭鉱の施設の処理方針ですが、まず第一に、炭鉱を買い上げますと、炭鉱には御存じの通り炭鉱住宅があります。そのほかに施設等のありました土地があります。それから住宅には多く水道がついておるわけですが、それから炭鉱には借用地がたぐさずと炭鉱ができたとき以来作物の補償をやっております。米、麦、果樹、こういうものの補償をやっております。それから水道にかかわる井戸の問題なんかも同時にあるわけですが、まず第一に炭住の問題ですが、炭鉱を買い上げまして、この炭住というものは結局その炭鉱に働いておった勤労者諸君が依然としてそこにおる場合と、それから勤労者諸君がいなくなつてあき家になる場合とあるわけですね。その炭住に別の人が入るといふこともありますが、この炭住を一体将来どういう工合に処理していくかという問題です。この政府の方針を一つお聞きしたい。

○樋詰政府委員 炭住はできるだけ明け渡ししていただきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。しかしどうしても炭住から出ていけないといふたような方もあると存じますので、われわれといたしましてはそういう方にはできるだけ炭住もぼつん、ぼつんと住まれたんではあとの人も非常に困りますので、できるだけ一カ所に集まっていたら、そうして一つまと

まて住んでいただいて、定住の希望を持ってもらえるという方には、特別割安に払い下げるといふことで処理していきたい、そういうふうに考えております。

○滝井義高君 そうしますと、その炭住はできるだけ一カ所に集めて住んでもらうようにするが、その人が希望すればこれを払い下げる、そうしますと、あいた炭住をそのままおつておると瓦も木もみななくなつてしまふ、そういうものは一体どういふ方針ですか、あき家になった炭住。

○樋詰政府委員 これは一応撤収いたしました、資材として売れるものは売るといふふうにしていきたいと考えております。

○滝井義高君 それは非常にもったいないことになるわけで、せっかく建っているものをこわして売るといふことになる問題があるのだが、その場合にその炭住というものは、今御存じの通り日本は住宅不足です。特に低家賃住宅が不足しておる。母子家庭あるいはボーダー・ライン層というものは住宅がなくて非常に困っているのです。が、こういうものを市町村に無償に近い額で払い下げて、そうして何かそれを活用するといふようなことが考えられるのではないかと思うのですが、そういう点はどうですか。

○樋詰政府委員 市町村の方から一つ譲り渡してもらいたいというふうな要望のありました際には、できるだけその要望に沿つて割安に払い下げる、売却をするように処理したいと思っております。

○滝井義高君 その場合に、これをその自治体に――どうせ炭鉱が買い上げ

になつてしまふと、その労働者は失業して、いわば一団となつて生活保護の対象になるわけですね。そういう場合に一切のしりぬぐいというものは、政府の石炭政策が大きく誤つたと言つたらあなた方は怒るかもしれないが、見通しの誤まりからこういう結果が出てきておる。従つて政府の政策の誤まりによつて出てきたものでありますので、たとえば駐留軍労働者等に対しては、いろいろ手当をしていくわけですね、それと同じようにこの住宅をその地区の市町村に無償で払い下げるといふことはお考えになっておりませんか。

○樋詰政府委員 これはわれわれ今の段階において無償でということはお考えおりません。やはりある程度割り引くといふことを考えておまして、地元の市町村も石炭鉱業がつぶれるといふことのために租税が入らないといふことで、非常に困つておるようでございますし、いろいろこういうもののかかえて市町村に御迷惑をかけるということにもなりますので、できるだけ安くは払い下げたいと思つております。しかし全然ただといふことで払い下げるといふことは、今のところ考えておりません。

○滝井義高君 無償は考えないが安くといふことでございいますから、一応そういうことで理解をしておきます。次には、当然その炭住に水道なり電気はいつておるわけですね。そこで電気はとにかくとして、水道は御存じの通り炭住にいくものは鉱害水道ではなくて専用水道です。炭住にいく専用水道と、その炭住の付近にある、いわゆる鉱害を受けておる住民にいく鉱害の水道と両方に分れるわけですね。ところ

がその水源は一つである、こういうことになった場合に、その炭住を取り払つたり、あるいはその炭住居住者、もとの炭鉱の労働者だけが一かたまりになつてそこに入る、こういうような場合に一体その水道をどう処理していくかという問題が起つてくるわけですね。そこでその水道を当然公衆衛生の見地から管理するといふことになる、これはもうだれにでも自由になかせるというわけにいかぬことになる。従つて当然そこに保健所が介入をして、やはり地方自治体が責任を持たなければならぬといふことになりまして、政府はこの水道をどういふ工合に処理をしていく方針なのか、それをこの際明らかにしておいていただきたい。

○樋詰政府委員 鉱害水道につきましては、これは地元の方に与えた鉱害復旧といふことのために鉱業権者として設置した水道でございますので、これにつきましても事業団が買い上げたという場合にも、今後の運営に支障がないといふだけのことにございまして十分なる話し合いをした上で、地元の市町村等に引き継いでおるといふような実情でございまして、ほとんど問題はなからう、こう考えております。ただ炭住の専用水道につきましては、これは元来がその炭鉱を経営していくというためにそこに住んでいる人のために引いた水道で、一般の鉱害水道とは性質を異にしておる、そういうふうにも思ふわけでありまして、そこでこの水道を今後どういふふうに扱うかといふことは、先ほどの家屋をどう扱うかといふことと、大体同じ考え方をするのが一番実情に合うのじゃない

か。これも事業団の方から申しますれば、これは炭住から皆さんが出ていかれますならば、そこにあるポンプだとか、あるいはパイプだとかは取り払って処分してしまふということがむしろ一番望ましい、こういうものでございませうけれども、しかし現実にはそこに人が住んでおられる、それは今までの炭鉱で働いておったという方である場合には、とにかく泥水でも何でもいいから飲んでおれという問題は、人道上から言いかねるという問題でございませうので、われわれといたしましてはできるだけ一方所に家屋を集結していただく。それと並行いたしまして、それらの集結したような家屋に住まれるという方々については、どうせいずれは地元の町村にこの水道はお渡しすることにならざるを得ないと思ひますので、この地元の市町村と具体的にどういふふうな格好で引き渡せば一番いいかというのを個別的に話しまして、そして事業団としてやり得るといったようなある程度の処理をいたしまして、市町村に引き渡すというふうに取り運んでいきたいと思ひます。

○滝井義高君 水道を事業団が買い上げたときにはそういう処理ができるんですが、事業団が水道を買い上げる条件は、一体どういふ条件があれば水道を買い上げることにしますか。

○樋詰政府委員 大体水道法が改正されました、簡易水道の規定が設けられましたから、それらの水道法に基づく基準に合致するように、まず前記事業権者の手で直したものでない、事業団としては買い上げないという格好で進んでいきたい、そういうふうに考えます。

○滝井義高君 そうするとそれはなかなか大変なことになるので、現在炭鉱へ引かれておる簡易水道はほとんど合致しないですね。それを合致させるためには相当の金を入れなければいけません。そうしますと非常に問題になるのですが、現実には合致しない水を飲んでおられるわけですね。だからこれは公衆衛生法上の違反をやっておられるわけですね。ところがこれは炭鉱の財政力が弱いために、保健所あたりがやむなく目をつぶっておるのだと思ひます。ところがそれを今この段階で、いよいよ買って下さいと申請したときになつてから、何百万円という金を水道に入れないと言つたつて、これは木ちやうのですね。この点に対するもつと具体的な指導方針を、一体どうするかということですね。そうしないと結局水道の問題に引つかつて買い上げの対象にならぬ、こういう問題が出てくるわけですね。水道法の基準に合致する程度に鉱業権者が金を入れたら買い上げるということでは、水道問題で石炭合理化が進まぬということになる可能性があるので。

○樋詰政府委員 これは事業団の方から言いますと、買い上げた炭鉱について自分で巨額の金をかけてまで直して市町村に引き渡すといった義務は、事業団としてはないわけですね。

○滝井義高君 だいたい話が進んでききました。そうしますと、今のような方針でやってもええ、ある程度うまくいくと思ひます。そうじゃなく、もしもいざいせんあなたが言われたような方法で、もとの鉱業権者に簡易水道の規定に合うように直させて、その後でなければ買い上げないということになれば、炭鉱がやむことによつて水源地の電気がストップしますから、水道はつぶれるわけですね。しかしつぶれた場合には、まず炭住の居住者、専用水道の居住者はとにかくとして、被害を受けている被害者というものは、鉱業権者

が今度は整備事業団になるのだから、整備事業団に、われわれは井戸水はだめだから水道をつけて下さいと言ふ権利はあるわけですね。だから、そういう点から詰められていくと、これは整備事業団は水道を新しく作るを得ないのです。そうなるでしょう。そこはどうですか。

○樋詰政府委員 鉱害水道につきましては、確かにこれは鉱業権者として責任を負わなければいかぬということでありませうが、ただし今の例から言いますと、鉱害水道については少くとも一件もトラブルが起つていない。大体全部今度の十年間なりの運搬経費というふうなものを先払いをするというふうなことで、円満に話がついて、市町村に引き取っていただいております。

○滝井義高君 大体そういうことでわかりました。そうすると、今ちょっと私が尋ねる前に言われましたが、大体鉱害水道について、もしその水道をやめる、そして安定することによつて井戸の水が出始める、こういうことになるわけですが、その場合に、井戸の水が出てくれば問題がないと思ひますが、水が出てくれば、その水がいわゆるわれわれの言葉で言えば金け水と申しますか、鉄分があつてなかなか飲めないので、こういう場合があるわけですね。従つて、当然それをがまんしても、他人の家に電気を引くというところはともやめていけないのだというときには、十年分ですか、経費の先払いはおおよそところは、どのくらいですか。

○樋詰政府委員 今までの例では、事業団が買い前に、旧鉱業権者と、それから地元の市町村との間で話がついて、そして結局事業団はその水道を買わなくて、直接前権利者から市町村に引き継がれている、そういうことになつておりますので、今後とも鉱害水道につきましては、大体同じような方向で、前権利者と地元との間の話し合いを円満につけるといふ方向に、われわれとしても指導していきたいと考えております。

○滝井義高君 そうしますと、そういう鉱害水道については、事業団が中に入らずに、鉱業権者と地元の市町村との間に話をつけて、そしてやっていく。実績は十年分ですか、そのついで実績はわかりませんか。

○樋詰政府委員 事業団が直接買つておりませんので、はっきりわかりませんが、私が前に一般的な問題として水道問題を調べましたときのあれでは、五年ないし十年というふう聞いております。十年間の費用を払つて、旧権利者から市町村に引き渡している、そういうふうになつていくというふうに承知いたしております。

○滝井義高君 大体わかりました。次には炭住の電気の問題ですが、炭鉱がやむと動力線が切れるので、電気がなくなります。そこで、これは他人の住宅に、炭鉱がやんでも入つておるといふので、不法占拠だ、こういう言い方をする方もおられるわけですね。従つて、他人の家に電気を引くというところはともやめていけませんから、動力線を切ると一緒に電気を切つてしまふように。こうなると無灯火部落になるわけですね。無灯火部落になると、県が三分の一か補助金を出して、市町村が三分の一補助を出して、自分が三分の一くらい

金を出して、また電気をつけるのです。こういう不経済なことをやる。しかし二十世紀の文化の時代ですから、電気はなくてはならぬわけです。そういう場合の炭住において、あなた方は親切に一カ所に集めよう、それから一カ所に集めたものについては、水道は一つそこだけは何とかしよう、ここまでは来たわけですね。電気は一体どういう工合に指導されますか。

○逓詰政府委員 電気につきましては、私が今まで承知いたしております範囲では、電気をとめられて無灯火の状態でも暮らしているという例は、一件もないというふうに報告を受けておるわけでございます。たとえば、今まで入っております高圧線、それが非常に危険だから普通の電灯線に切りかえるといったようなことについては、炭住を一応所有しておりますのは事業団でございますので、事業団がその炭住の管理者という立場から、災害防止というものについても当然責任を負わなければいかぬということで、これは本来人が入っていないければそんなことをやらなくてもいいのですけれども、不法占拠にしても、ある程度それが入っておられるということであれば、電灯線の切りかえといったような工事は、事業団の方で今までやってきたというふうに報告を受けております。

○澁井義高君　そうしますと、それは非常に大事なところですから……。実はあなたに報告がないだけで、われわれのところにはそれがあるわけです。鋳業権者が全部切つてしまつて、そして電灯がつかずに困つておるのです。電灯をつけるのには、いわゆる屋外までは電灯会社がやつてくれるのですが、屋内

になると自分が金を出さなければならぬ、これが莫大に金がかかる。莫大にといっても、そう何百万円ではないのですね。ですけれども、何十万円とかかる。引込みをして家屋に入ってから、配線に非常に金がかかるのです。今のよう

に、原則的に整備事業団が一つ大目に見てやってあげよう、こういうことであれば話がうまくいくのだが、これはなかなかそういつていないでしょう。整備事業団は、そんな金は出せない、不法占拠の者にどうして金が出せますかということですね。それで今のよう

に理解して差しつかえありませんか。原則的に事業団が今後電灯代は見ている、動力線から引かれている炭住の中の配線の仕方というのは、炭住のときはいいのです。ところがそれが今度は炭住でなくて、払い下げて一般の家屋になると、その配線の仕方はだめになる。やりかえなければだめなんです。許可にならない。そこでこれは相当の十万、二十万の金が必要なのです。

だから無灯火部落については、県あたりでは三分の一の補助を出します、それから地元の時町村も三分の一出して、本人が三分の一出すのです。ところがその本人は生活保護者ですから、三分の一出せない。出せないから電気

がつかない。こういう問題が出てきて

いるわけです。

○建設政府委員　屋内の配線までは、実は事業団の方でもめんどろを見切れない、と申しますか、地元の電力会社と話し合いまして、そこでいわば法的には根拠なしに住んでおられるのだから、その住んでいる方が自分の費用でとにかく屋内の配線をされるという場合には、事業団の財産でもありますが、配線機がえをするということは

やっていたらだいてもけっこうだというふうな程度以上のことは、これは事業団としてもし得ないのではないか、そう思っておりますが、家の外まで来ております高圧線に非常に危ないのです、これを一般線に切りかえるといったようなことについては、今までももそういうことをやった例があるようでございまして、これは先ほど申し上げました管理者の管理上の責任、危害防止といったような立場から、やむを得ず今後もそうせざるを得ないのではないか、こういうふうに考えておるわけであります。それからなお今後の方針といたしましては、先ほどの水道と同じで、これも非常にむずかしいのでございますが、一応前権利者で、そういう動力線を一般線に切りかえるというようなことをやらして、事業団の方に申し込むようにというふうに、事業団と前権者との間の話し合いを進めるように、役所としても指導していきたいと考えております。

○海井義高君　そうしますと、事業団に完る前に、鉦鋳権者が動力線からい
わゆる普通の家屋と同じように安全な
配線をやる、そしてその後に買い上げて
くれ、これはなかなか行きませんよ。
さいぜん言ったように買い上げ炭鋳と
いうものは、もう氣息えんえんたる状
態だから、一文だって金は出しませ
ん。鉦害の調査その他買い上げをして
もらう書類を作るだけで、百万から百
五十万円くらいかかるのですよ。鉦害
の調査から、交渉から何から全部や
る。そうすると氣息えんえんたる炭鋳
は百五十万円の金がないのです。だか
ら途中で買い上げの申請事務を投げる
ものが出てくるのです。こういう点は

非常にこまかい点ですけれども、この法律が出たら、すぐにこれは起つてくる問題です。しかもそこにおける労働者というものが今言つたような形で、もし配線を旧鋳業権者がやらなければだめだなどということになったら、全部鋳業権者はおっぱり出してしましますよ。そうすると、労働者は首を切られた上に家屋まで追い出される、こういう冷酷無情なしわが寄つてくるのです。だからその点は、もう少しあななた方電気の問題は真剣に討議して結論を出してもらわなければならぬ。今のようなことではちよつと困ると思ふのです。そうすると炭住だけは、うるさいのは買ひ上げません、こうなるのです。水道と同じです。水道も買ひ上げません、炭住も買ひ上げません、――まだあとちよつと土地の問題がありま

○**逓詰政府委員** 電気の問題は、先ほどの水道の問題と同様に、法律的には、事業団で特別のめんどろを見る必要はないという結論は、一応出し得ると思うのでございますが、しかし実際問題として、今先生御指摘のように非常に基本的な人権につながるような部分を含んでおりますので、水道問題、それから電気問題といえますのは、一つ一つケース・バイ・ケースで、できるだけ最小限度のめんどろは見るといった格好で解決するようにやっていくほかしようがないのではないかと、これはいわゆる原則として、必ず事業団の方でかぶるべきではないのだけれども、万全の措置を講ずるのだといったような原則を立てることは、やはり筋としておかしいのではないかと、またそうなるとかえって一部の鉱業権者だけに、逆に悪用されることになるかも知れませんし、原則は先ほど申し上げましたような格好で行って、実際にはケース・バイ・ケースで何とか最少限度の人間らしい生活ができるという程度にまでは、事業団でも協力するというような方向で、解決していきたいと考えております。

○**長谷川委員長** 滝井君に申し上げます。大蔵省の主計官はききょう休んでいるので、来れないそうですから、農林省から来ておりますから農林省に……。

○落井義高君 それでは一つそういうことで、最小限度のめんどろは、事業団が見ざるを得ないだろう、こういうことです。こういう事業団がめんどろを見るについて、事業団というところは、いわば鉱業権者から納付された納付金と、開発銀行の利ざや以外は金

がないのです。少くとも私はこういう法律をやらねるときには、政府はやはり国の一般的な財源から、事業団に何らかの金を出してやっておかなければ、事業団としては動きがとれないのです。こういう経費が出てくるのです。

だから事業団の経費というものをやはり予算に組んで、何らかの金を出してやっておかないと、こういう問題が出てくる。私は三千万か五千万円くらいは、整備事業団に国がやはり出して、そうしてこういう不都合の場合にはそれを見ていくという形をとらせることが必要だ。そういう点をほんとうは大蔵省の主計官が来たら、言っておくかと思う。言っておくか。行政の末端がわかっていないから、非常にしゃくし定木のことになる。末端をあずかる事業団なり鉱害部というところには、こういう場合には金の出ようがないので、非常に苦勞しているのです。じゃこういうものを全部生活保護だからといって市町村に持っていく、それはなかなかむずかしいのです。政府の大きな石炭政策のために、こういうしわが労働者に寄つてきた。われわれが前にこの石炭鉱業の合理化法を審議するときに、こういうところまで実は勉強して突っ込んでおかなければいけなかった。ところが、そういうことに対してやられていなかったために、今合理化が終ろうとするときに、こういう問題が出てきて、非常に労働者諸君に迷惑をかけている。こういう点は、もう少し御検討をお願いしたい。最小限度は事業団が見ようというところまでいいますから、一応それで了承しておきます。それでその最小限に見るについてはケース・パ

イ・ケースで一つやってみようということですから、それで了承しておきます。

次には土地問題です。炭鉱を買い上げれば莫大な土地が出て参ります。そうすると一体この土地を政府はどういう工合に処理していくかということになります。時間の節約上、もう一、二問ありますから一緒に言いますが、いわゆる土地と同時にその鉱区と下の鉱物があるわけです。だからその莫大な土地を一体どういう工合に処理していくかということが一つ、その土地の下の鉱区、鉱物を将来どう処理していくか。買い上げた鉱区は、この前でお尋ねしたのだけれども、それは業務区分がはっきりしていないのです。長期エネルギー政策を立てて四百三十万トン買い上げた、その土地、そしてその土地の下にある鉱物、鉱区というものを、一体どういう工合に取り扱っていくのか。

○通詰政府委員　まず地面、土地、これにつきましては整地をするとかいろいろなこと、換金処分できるようなものは、逐次そういう格好で処分するという方向でやっていきたいと考えております。

それから地下の鉱物をどうするかというところまでいいますが、御承知のように今の法律では事業団は鉱区の保有者というところまで、それから先のことは実はきめておられない。これは將來、あるいは今までのようにばらばらの小さな炭鉱であった場合には総合開発ができなかったけれども、ほとんどその付近一帯が買い上げになった結果、総合開発に適用するといったようなものも出てくるかも知れない、そう

いう場合にはそのときの石炭の事情、さらに長期的なエネルギー政策の観点から、総合開発に適用するものは、せっかくの国家的資源でございまして、活用をはからなければならぬと思つております。しかし差しあたりの問題といたしましては、石炭が非常に過剰で不況になっている折柄でもございまして、また今までの経営では成り立たぬというところで、事業団に買い上げを申し込んできたものでもございまして、これはよほど大規模な開発ということになって、巨額の金額をかけたはんとする合理的な開発をやらぬ限りは、とても低廉なコストで供給することは不可能でないか、今のような過剰時代に、それだけの金をかけて開発をする必要があるかどうかということになりますと、この一、二年は少くとも否定的な答えが出ざるを得ないのではないか、こう思ひますので、われわれといたしましては、今後鉱区をどういうふうに分けるかということとはエネルギー政策全体の見地から、一つ総合的に判断いたしまして、総合開発に適するものは総合開発をさせるという方向に持っていく、こう考えますが、しかし今の段階において鉱区を近くのものに売るとか、あるいはすぐ開発するのだとかいったようなことは考えておりません。

○滝井義高君　将来鉱区を大規模的に、能率が上がる姿で総合開発をできるときは考慮するということが結論のようでございますが、その総合開発のときにガンになってくるのが分割鉱区なんです。大きな鉱区の中でぽつぽつと分割されて鉱区が出てきてくるのです。そうしますとそれが非常に大きな

阻害になるのです。実はこの法律には明記をされていない。買い上げた鉱区というものを将来どうするかという場合に、一番冒頭に申し上げました鉱区の分割の問題というものが、非常に大きな手かせ足かせになって総合開発を困難にする、こういう見地からも分割というものは十分考えておかなければならぬと思うのです。次には土地です。土地は今換金処分ということをやられたけれども、御存じの通り炭住といふものは大体だんだん値段が下つて参ります。しかし土地は、人口が多

く国土が狭くなった日本においては、年々歳々上昇カーブをとることは当然です。その場合に、土地の中でも借地があるわけです。借りておつてもこの田や畑をボタ山にしたり、あるいは事務所を建てたり炭住を建てたりしているのです。この借地に対する処理方針といふものはどういふ方針を立てているのですか。

○通詰政府委員　それは結局貸主であります地主さんと協議いたしまして、そうしてたとえは原状復旧の上で返してくれということであれば、そういう原状復旧というようなことをやったらお返しする、あるいは今のままの格好でもいいというのであればそのまゝの格好でお返しする、これはやはり個々の貸主との間の話し合いということとを、まず基本にして処理していきたい、そういうふうに思ひます。

○滝井義高君　実は炭鉱が地主から土地を借りるときには、これはもとのようにしてお返ししますというものが大がいに筆になつておる。覚書とか証書にそういう契約になつておる。ところがボタ山になつたり全く姿が変わつてし

まっておるわけです。そうしますと、今やはり一番問題になるのは、その地主と鉱業権者の話し合いがつかないのです。そうすると結局それを高い価格で買つとか、もとの状態に復旧できないために買取する以外に方法がない、こういうことになる。整備事業団は当然片づけていられつやい、こうなるわけですね。片づけていられつやいところになると、金がないのですから鉱業権者はどういふことになるかといふと、その地主にいつて、まあおれが金をもらつたら払うからということで、契約を結んでしまつておる。金をもらつたら払う、こういう形になる。

そうして整備事業団に片づけた形に持つていくのです。ところがこれは海のものとも山のものともわからないのです。買い上げを対象に申請はしているけれども、なるかならぬかわからないのです。そういう形が行われるんです。そこで私は善良なる被害者を救済するために、やはり現金を払つてからやっておかぬと、あとで被害者に泣き寝入りをする必要があらぬ者が出てくるのです。特に鉱業法なりの合理化法について、無知な大衆は知らないんですよ。これは国会でも石炭産業について関心を持つておる代議士が少いと同じように、地方民はその鉱害の詳しい法律をかいとくところに手の届くようには知っていないのです。そこにブローカーが発生する。こういう点に対する指導方針をやはりもつとはつきり打ち立てて、そうして鉱業権者と事業団との契約、それから旧鉱業権者と地主との契約、こういうようなものをもやはり確認をさせなければいかぬ。だからしてあなた方が買い上げをやろう

と思えば、もとの地主とその鉱業権者との間に行われておった契約書の写しを出させて、そうして全部それが解決しましたというはつきりした証明が何かをとっておかぬと、どうもこれは被害者というものは非常に弱くなっている。もう炭鉱がやめてしまふのだ、あそここの炭住も、ここの炭住もあき家になつてしまつて、いつ鉱業権者がこの土地からいなくなるかもしれないぞ、これは早く、なんぼでもいいじゃないか、一銭でも二銭でもいいから、もうただけもらつた方が得じゃ、こういう弱気になる。ところがあにはからんや、厳とした国家にひとしいような整備事業団の鉱業権者ができて、それを見るんだぞということを知らない。だからそういう点の、何と申しますか、啓蒙も必要だが、同時に啓蒙をやめる前に、あなたと鉱業権者、いわゆる整備事業団と鉱業権者、鉱業権者と貸主、貸主と整備事業団、こういう間をもつと密接にはつきりさせておく必要があると思ひますが、そういう点、どういう指導をしておりますか。

○總務府委員 事業団といたしましても、借地の上にボタ山を持つていたつたような場合には、年々借地料を払つていかなければならぬと思ひます。いつまでも今おつしやつたようなトラブルがございますので、できるだけ借地の上にボタ山を持つていたつたような場合には、その土地そのものを貸主から売つていただくということ、事業団がこの土地を買い取るということによつて、めんどろな紛争といったものの根を断ち切るという方向で今後進んで行きたいと考えております。

○滝井義高君 土地の問題はいろいろケース・バイ・ケースで非常にむずかしい問題が多いので、このくらいにして、次には、その田や畑の作物の補償をやつておるわけです。これは農地局では、どういふ工合にこれを見ておりますか。田や畑というものは、御存じの通り、非常に陥没が起つて、二毛作の地帯が溜田になつて一毛作になつてしまふわけです。そうすると、それは炭鉱とそれからその耕作農民との間に契約を結んで、石当り幾らという補償料を払つておるわけです。そうすると、今度は鉱業権者が事業団にかかわつておつた補償料というものは、どういふ形になつてくるのかということ。これは農民の家計の上に非常に大きな影響を及ぼすのです。この補償料というものが炭鉱炭田においては、農家のいわば大きな現金収入を形成しておるわけだ。これは農地局にも関係してくるようになるのですが、これはどういふように見ておるのか。農林省の農地局の所管ではないかもしれません。農地局の方では、どういふ工合に見ておられるのか。それから通産省は、どういふ工合に見ておられるのか。

○庄野説明員 農地の炭鉱による被害の問題でござりますが、これについては、農林省といたしましては、臨鉱法に基いて、復旧というのを大原則にして、そういう方針で通産省の方とも打ち合せをし、現在に至つておるわけでありまして、そういうことに至らないで、やはり被害が年々起つていて、こゝろいった原形復旧ができないでやはり被害が起つていて、こゝろ問題については年々賠償、こゝろ形で金銭賠償が

なされております。これについては石炭局とよく打ち合せしなければならぬと思ひますが、すでに発生しているという被害については、当然これは会社で支払つていく、こゝろことになると思ひますが、整備事業団に引き継ぐものは、整備事業団で引き継いでいくということにしたいだかなければならぬと思ひます。なおさういふものの未済の分についてはどういふふうな処理をするか、これは債権債務の形で整備事業団に引き継いでいただくというこゝろにしなければならぬと思ひますが、さういふことで打ち合せをして、農民にこのために問題が起らないように、一つ処理していきたい、こゝろいふふうな考え方であります。

○滝井義高君 実は土地も同じですが、整備事業団が引き継ぐ場合には、事業団はできるだけ経費を節約しようとするわけだ。従つて、旧鉱業権者と地主なり農民との間の契約というものは、農民なり地主というものが相当有利な立場に立つていたわけだ。こゝろは、炭鉱を始めるときには、これはもうどうしても始めなければならぬので、相当無理な条件も全部のんでしめて、そこに契約ができていたわけだ。はなはだしきところは、離作料を毎年払うというところもあるのです。離作料を毎年払います、そしてあなたはこのたんぼを私のボタ山なり事務所を建てますから、離作料は、あなたはこれで五万円あげておつたから、五万円毎年払います。そして同時にあなたはうちの会社の火薬庫の番人に使いますというところもあるのです。さういふような契約になつておる。こゝろが今度整備事業団

が買い上げてしまふことになる、まづ地主あたりに行つて、あれはどういつてくるかという、たとえ私も少しばかり炭鉱に土地を持っています、炭鉱と私の間の契約には、たとえば地代、反当り三千円だ、そしてそれを一年の前払い、こゝろなつておるわけです。十二月になつたら、前年の十二月には向うは反当り三千円払います、こゝろなつておるのです。ところが整備事業団からくる書類はどういふことになるかという、これを六カ月ずつに切つて、六カ月のあと払いでございまして、こゝろなつておる。前は一年分三千円を前年の十二月に払いますとなつておつたのを、今度はその年の六月に半年分だけ払いまして、そして十二月に半年分払い、いわゆるあと払いにやつて来ておる。そしてさういふものを炭鉱に、君がこれを貸主との間に、あるいは農民との間に契約を締結してくれば、それはおれが買い上げてやろう、こゝろいふふうな高姿勢に事業団は出ておるわけだ。さうすると、炭業権者は、農民に行つて、一つこれに判を押して下さい、これさういふ判を押して下されば、あなたに金がかかるのだからということで、農民はほんとに金がかかると思つて判を押しているという例が多いのです。昔、大手の炭鉱にもありました、孫子の末まで炭鉱に引き継がれたが、孫子の末まで炭業権について異議を申すまじく候という契約をみんなとられておるのです。それで今炭鉱へ行つて炭業の請求をやる、それを見せられますよ。あなたのおじいちゃんのとこにこんなものを私にくれておるのだ、あなたは文句ないだろうと言われると、ぎやふんです、それをみんなとられておる。

それと同じですね。こゝろいふ形です。今度整備事業団が高姿勢に出る。炭鉱は判だけを押してもらわなければならぬから判を押してもらふ。だから今度事業団になると条件が悪く切りかえられるおそれがある。これは農民にとつても被害者にとつても非常に苦痛になるわけだ。こゝろいふ点はあなたの方、農民とそれから炭業権者なり、地主と炭業権者との間に話を片づけてきて、それから買い上げるのだ、こゝろいふことになると非常に無理がこゝろ起つてくることになる。こゝろいふ点に對する具体的な指導を、もう少しはつきりやる必要があるのではないか。さうしないと、たとえば補償料を三千円ずつ出しますと言つておつたものが、千円ではなければ、わしの方ではだめですというふうなことになる。限らない。耕地整理が行われてしまえば、一、二年あるいは三、四年すれば、元の熟田になるでしょう。しかし、耕地整理が行われるのには、予算が足りないから相当年月がかかるわけだ。さうするとその間にこれは当然復旧してもらわなければならぬ。特に田地田畑ははつきりしております。ところが、果樹なんというものははつきりしない。炭鉱が下からずつと水を引き落して、ナシがだんだんかたくなる、桃の粒が、大きいのが小さくなる。こゝろいふ損害ですから、なかなか交渉をしても見分けがつかない。こゝろが今までは炭鉱がその下を掘つておるのだから、炭鉱は弱味がある。弱味があるから話がつかぬのです。ところが今度官庁的な整備事業団が農民と対決することになると、農民は泣き寝入りさせられるおそれが出てくる。そ

の周族鉱用地、鋳業用地としてとつておる。そして不安定の農地だところとなつておりますが、もうこれから当分安定の一路をたどるわけです。そうしますと、それは農民に解放してよいことになるのですが、そういう方針でよいのですか。

○樺誌政府委員　今の先生の御質問には問題が二つあります。一つは土地そのものを返却するという問題と、それから農地として活用するかどうかと、

問題と、若干違ふ問題があるのじゃないか、たとへば今までは農民からお借りしておたつたというよりな土地を返すという場合には、当初借りるときに、用済みになった場合には一体どういう格好で返すか、たとへば農地にしてお返すか、あるいは原形に復旧してお返すか、あるいは原形に復旧してお返ししますといったような約束になってゐるものは、その約束に従つて一応農地として復旧してお返すのが当然地であらう、こう思つております。ところがそういふあれでなしに、鉱業事業団自体の所有地になつてしまつたというものを処分する際に、農民に処分して農地として活用する方がよいのか、あるいは

のかといふようなことにつきましては、そのときそのときのケース・バイ・ケースで若干問題が違つてくるのではないが、私農地関係の法律の勉強が不十分でございしますので、自作農創設法との関係といったようなものがどういふふうな関係になつておるか、実はここでまだ十分その間の事情をつまびらかにしませんから、その点は一つよく法律自体を勉強さしていただきまして、農民に解放するのが適切だ、一番よいん

だという場合には、当然農民の方に解放するという方向に進みたいと思っておりますが、これはそのときそのときの場所の状況その他の関係で、必ずしも一律に農地として解放するんだと言いつけるかどうかという点につきましては、もう少し勉強させていただいた上でお答えしたいと思っております。

○濤井義高君 現況が農地である、ところがそれは不安定農地ということなんですね。不安定農地ということとはもちろん随分起るかもしれないというところと同時に、それは農業経営の収支がつかぬわな、こういうことなんです。ところが実際農民から見ると、炭鉱地帯の堀田というものは案外米がでるのです。ただその炭鉱の用地が将来要るかもしれないというより予測をもつて、それを留保しておいたのです。ところがもうこれから先やることはないので、炭鉱はなくなつてしまつたのですから、現況が農地であれば、農民は今まで農地委員会に申請をしたけれども、炭鉱が反対をして解放されなかつたのです。だから当然それは今度は解放してもよいという理論が成り立つという問題が一つ、それからもう一つの問題は、今から二年ぐらい前に、炭鉱用地だといつて、炭鉱が農民の解放の申請を全部拒否して、もうこれは解放まかりならぬといふことで、離作料を払つて畑を全部つぶしちゃつたわけなんです。その所有権は炭鉱業者、炭鉱が持つたわけなんです。しかしそこはたまたま農民が作つておつたために、離作料を払つて解放したわけなんです。ところが排除の理由というものは、炭鉱用地、炭住を作るといふ理由で排除してあつたわけなんです。

ところが今度はもう炭鉱の炭住を作る必要はなくなつたわけですから、今から二年か三年前にそういう理由で排除されたものとの農地というものは、もし農民が農業経営を確実にするために、自分分は水田を持つておるが畑は持たないんだから、その地区をもう一ぺん畑にしてもいいという申請をしたならば、整備事業団はそれをやるかどうかということなんです。もとの農民に返してもらえるかどうかということなんです。そういう二つの問題です。

○通詰政府委員 それは最初に申し上げましたように、農地法の関係で、炭鉱用として必要はなくなつたという場合には、法律的にも当然今までの特例が消えて、農地に返さなければならぬというふうな関係になつていくというのであれば、これはもう当然その法律の規定に従わざるを得ない、こう思いますが、実はその間の事情がどういふふうになつていくか、先ほど申しましたように、農地法の勉強が足りませんので、むしろ農林省の方からでもお答えしていただいた方がよいのではないかと思います。

○庄野説明員 今御質問の会社が所有権を持つておる農地の問題であります。が、現況が農地であるといふことと、それから現況が農地以外のものになつていくという場合で、取扱いは変わってくるのだらうと思ひます。もちろん自創法で買取除外になりました、会社が持つておる農地について、これを農地以外のものについては農地法では許可が要るわけでございます。しかし社用地にするといふようなことで、適法に社用地になつて、現況農地でないものは、農地法の適用外になります。それが

から現在農地であつて、これを地元の人に耕作させている、非常な作柄は不安定でございますけれども、耕作させておるといったような場合には、これは農地法によつて処理することになります。先ほど御質問がありましたように、不安定という問題は農地法でいう不安定といふのは、作柄が非常に自然条件が悪くて、毎年作柄にできふできが非常に多い。そういうふうなことでございまして、いわゆる臨鉱法でいう不安定といふのは、多少觀念が違ひでございます。臨鉱法でいうのは、御承知の通り鉱害がまだ進行中であるとか、そういうものであります。が、御質問のような農地は、大体会社が買取をいたしました当時から、相当鉱害が進んで水がたまつて非常に作柄が悪いつたといふようなところでございます。それが下が掘つていくために、どんどんその程度が進んでいくかどうかという問題が、臨鉱法にかかつてくるわけでありまして、われわれの農地法の関係では、そういうことで作柄が毎年水がたまつて、自然条件が非常に悪くて、収獲がない。できふできが非常に多いといふようなことが多い。それが小作に出してあるといふような場合には、現在の農地法におきまして、会社の所有制限なり、小作の保有地の制限なりでございますが、そういう制限に向つておりますものは、農地法によつて、これは現行の九条でございますが、それによつて、国が買取するなりしなければならぬ。買取して小作人に売却する、こういうような関係に相なります。その前に会社と小作をやつておる農民との間で、相対の売買契約ができれば、農地法の三条で許可して

いく、こういうことになるわけでございますが、それができないで、会社が保有すべからざる農地を持つておるといふことになれば、九条で国が買取して小作人に売却する、こういうような関係になるわけでありまして。

○濤井義高君 私は会社でも、整備事業団でも今の関係は結局同じになると思ひますが、そうしますと、結局鉱業用地に使用したといつて、二年くらいい前に農地を離作料を払つて、今度はグラウンドにしてしまふ。それは現況農地でない。ところがそのときの理由が、炭住を建てるんだという理由で農地を離作させたんだけれども、現況が農地でないものについては、これは一切農民は発言権がない、こう理解して差しつかえないですか。

○庄野説明員 その当時の契約が、離作料をはらつて完全に会社の所有地になつて、そして社用地にするといふようなことだけの契約ならば問題はないと思ひますが、これは会社として用途を廃止したような場合には、またもとに戻すといふような、先ほど石炭局長からお答えになりましたような特約が当時あれば、その特約に従わざるを得ないのじゃないかと思ひまして、現況農地じゃないものについては、農地法では処理しないことになつております。その当時離作料を払つて、農民とその契約をされることの特約がどうなつていたかといふことを具体的に調べなければ、地元の農民に払い下げるかどうかといふことは出てこないと思ひます。これは現況もグラウンドになつておれば、農地法のうち外でございますので、その御承知願ひたいと思ひます。

○濤井義高君 実は戦争中に炭住が建つておつたわけなんです。ところが戦争に負けた後にその炭鉱はやめて炭住がなくなつてしまつたわけなんです。それはいわば宅地だつたわけなんです。それで食糧不足で皆が作り始めたわけなんです。そのうちに農地法ができて、現在作つておるものにはそれを解放するのだ、こういうことになつたわけなんです。作るについては炭鉱が作つてもよろしいといふことだつたんです。そういうことは九州あたりでもどこでも多いのです。自分の山を開墾して作らしておるうちに、それは現況が農地だといふので、もとの地主の山が耕作農民に七百年で取り上げられたといふことが多い。だから地主が何とかしてくれといふようなことも起るのだと思ひます。ところが今度は同じ条件のその土地が、離作料を払つてグラウンドにさせられたわけなんです。ところが今度炭鉱がなくなつたらグラウンドは要らなくなるから、そこに住んでおる部落民といふものは、そこに行つて作ればよいのです。また作る可能性があるわけなんです。整備事業団になればますます作る、運動場といふものはいないかは要らないのだから、炭鉱がある間はグラウンドが要るけれども、炭鉱がなくなつたらグラウンドは要らぬ。土地を遊ばせておくのは惜しいじゃないか、自分の前に五町歩も六町歩も土地があつておるのだから耕そう、他人の土地を耕すことは違法だけれども、問題はそうなるのです。そうするとその土地といふものはどこかに払い下げるとおっしゃるのだから、もともと農地で、ずっと十年も作つておつたんだから、また農地にしておいたらどうでしょうか、こうい

ることなんです。前段の方の不安定農地について現況が農地であれば、これは農地委員会に解放の申請をすればいいと私は見ておる。ところが後者の場合はあなの方のおっしゃる通りに私は農地法では無理だと思ふ。無理だけれども、整備事業団という国にかわるようなものがそれを所有して、その土地を長く遊ばせておくのはもったいないじゃないか、戦争中と同じように耕作してもよろしゅうございませうかといて耕作をさせるように言っておる。耕作すると現況が農地になる。だからそういう場合の解決をしておかぬと、一つの炭鉱が五つと五百人も六百人分の炭住を建てておつたところとはとはたんだであり、ナシ畑であつたわけですから、炭住がなくなると、もとの畑になる。すぐに耕せば物ができるのです。ところがそういうものを休ませておくのはもったいないじゃないか、こういう問題が出る。これはこの数年を出すし必ず具体的に出てくると思ふ。そうして炭鉱は山の中にあるのですから、自然にその近所の者が耕してしまふ。いつの間にか行つてみたら麦畑になつておつたというよりなことにもなりかねない。だからあつものにこりてなますを吹くわけではないが、合理化を審議するときに、そういうこまかい問題まで論議しておかなくつたので、あとになってわれわれが考え及ばなかつたことが出てくる。きょうは私は少しくどいようだけれども、合理化にかかつた後に、一面人間として生活する上において、すぐに起つてくる合理化との関係をやつておく必要があるということ農地局まで

で来てもらつてやつておる。必ずこれは起ります。炭住の建ておつたところは昔の山です。あるいは戦争中に開墾をしたところがいくらかでも残つておる。だからすぐに仕事がなくなれば開墾でも始めようかといつて始めます。炭住に居る人はそういうものが出ます。そうするとそれが開拓民と同じような姿でやる、こういう問題が必ず三年、四年すると持ち出されて参ります。だから今からそういう方針をお持ちになつておられなければいかぬということです。整備事業団というものは普通の鉱業権者と違つた状態が出てくる。炭住が最小限にはケース・バイ・ケースについて何とかめんどろを見ましようというところまでくる、あいてる土地を耕してもいいじゃないか、こうなる。そうすると既得権になつて、三年か五年すると、農地を解放してくれという問題が、戦争中に起つたと同じように出てくる。あなの方の問題について考えがあれば伺いたいし、なければ研究して下さい。どうですか。

○樋井義高君 農林省と十分に連絡いたしまして、一番合理的な解決方法をはかるというふうに、できるだけ早く方針を確立したいと思つております。しばらく研究期間をお貸ししたきたいと思ひます。

○滝井義高君 どうも非常に長い間ありがとうございました。実はこうして合理化で買ひ上げになりますと、その炭住に住んでおる全部の労働者が失業者になつて、そしてほとんどの者が失業保険が切れたあとには、もはや中小の炭鉱が炭田においてはなくなるので、仕事がなくなくなるわけです。全部生

活保護者になります。そこで政府はこれの際には予算の裏づけをした、集団的にその炭鉱労働者諸君を就職せしめるような対策を、駐留軍労働者のあつた就労対策と同じようにあわせてやる必要が出てくると思ひます。最近新聞で見たのですが、あの静岡県の災害地に炭田の労働者を集団的に、住宅まで提供して、二年か三年かの公共事業に使う。こういう方法が私は非常にいいことじゃないかと思ひます。今年の公共事業は、経済基盤の強化という名のことに、道路、港湾等の経費が相当増加しました。そしてそれに二十万八千人程度の失業者も吸収ができるというふうに、本会議その他で言明があつたわけです。こういうものについて、やはり優先的にマル炭として労働者を配置する必要があると思ひます。が、そういう点は少くともこの法律が通つたならば、やつてもらわなければならぬと私は思ふのです。ただ昭和三十四年度の一つの大きな隘路は、政府は十二月に予算を編成するときに、百万トン買ひ上げの具体的な方針を立てていなかったといふことです。従つて三十四年度の公共事業の中には、その炭鉱の失業者——あなの方の資料では千人そこそこですが、実際には福岡県が出してきつた数字によると、九千人くらいが出るだらう、こう言つておる。三百三十万トンの失業者がすでに一万人以上もおる上に、また五千人、七千人と失業者が出てくるということになりますと、相当な社会不安が出てくるわけでありまして、そこであなた方は十二月にその問題を出していただく、予算を組んでいないわけですから、今後そういうふうに出てくる労働者を、一

体どういう工合に具体的に今年度予算をつけていかれるのか、この方針だけを明らかにしてもらいたい。

○樋井義高君 今回の買ひ上げに伴います失業者だけに問題を限定いたしました場合には、これは労働省の推定等によりまして、大体千人分程度の仕事を見ればいいんだ、そういう格好になつておられます、またわれわれも、今先生の御指摘の通り、予算の原案を作りますときには、これははつきり頭の中にえがいてやつたわけではございませんが、しかしこの予算が出されましてあとで、だんだんこれが固まりつつある過程におきまして、できるだけ融通して、ここから出る失業者を吸収するようにやつていただきたいと思います。できるだけ吸収への予算の配付というところを重点的にやるようにということをお願いして、この数字を出していただくまで、大体一般的失業対策等を合せますときには、労働省で考へておられる数字は十分こなせるのだといふことになりまして、ただいま自信を持つて出したわけでございます。しかし実際には今御指摘にありまして、たまたまに、労働省の方で調べておられる以外に、すでに滞留している労働者が相当あるといふことは、事実だと存じます。従いまして今回この法律を出しますに当つて閣議でいろいろ御審議願ひました際にも、今後は特に北九州あたりについては、必ずしもこれは一時的な現象だといふふうに判断できない、ある程度構造的な面を持つておるのじゃないか。そういう点をも考へまして、雇用審議会等におきましてできるだけ重点的に石炭から出

てくる離職者の対策を取り上げて、駐留軍労働者の問題と同様に、政府の非常に重点的な雇用政策の一つとして取り上げるべきではないかといふことで、閣議了解の中でも特にうたわれておりますので、われわれもいたしましては労働省、建設省、農林省、運輸省等各省の御協力も得まして、これらの今後石炭から離職する人々が最も円満に他に移換できるという方向に一つぜひ持つていきたい、そのためにはこの閣議で御了解いただきました、雇用審議会における最重点政策として取り上げるというふうな決定につきましても、これが単なる空文に終らぬように、内閣あるいは企画庁というものを中心に、一つできるだけ早く具体的な裏づけというものをやつていくように、通産省としてはできる限りの努力をしたい、こう思つております。

○滝井義高君 非常に長いこと質問させていただきましたが、石炭の合理化の政策というものは、日本のエネルギー政策、基幹産業の問題から、国民生活安定、いわゆる生活保護に至るまでの非常に広範な問題を含んでおります。どうか一つ通産省が中心になつて内閣としても渾身の努力をもつて、この問題の推進に當つていただきたいと思います。最後に一つ大臣のかかりに中川政務次官の推進の決意をお伺いして、私の質問を終らしていただきます。

○中川(俊)政府委員 先ほど来いろいろ御心配の点、一々こもつともだと思つたわけでありまして、政府といたしましてもお話のように見当違い、見込み違いの計画のもとにやつておつたと言われればそれまででございますが、石炭

の問題は滝井さんよく御承知の通り天候に支配される面も非常に多いとござい
ます。しかしいづれにいたしましては
政府が全然手違いがなかったというわ
けではありませんが、とにかく今日の
ような事態に立ち至ったことにつきま
しては、非常に遺憾に考えておるわけ
でございます。先ほど来局長からも
る答弁を申し上げました通り、これに
よって生ずる失業者の問題、その他中
小炭鉱の問題、これら等につきまして
は万全の策を講じて、後顧の憂いのな
いように持っていきたいという決意を
持っております。せっかく主務官庁
であります通産省におきましては、連
日この問題と取り組んでおるような状
態であります。なお今後この施策を進
めていく上におきまして、滝井さんの
ごとき石炭界に非常に造詣の深い方
のお知恵を拝借する場合もあると思
います。一つともども解決にお力添えを願
いたいと存じます。

○長谷川委員長 中嶋英夫君。中嶋君
に申し上げますが、鉱山局長は三分
に参議院に行く予定になっておるそ
うですから、なるべく簡潔にお願いいた
します。

○中嶋(英)委員 それでは簡潔に御質
問をいたします。
ただいま審議されております本法案
の提案理由の中に、今回の措置のほか
に、輸入エネルギーの節減、石炭需要
の喚起等の施策の実施によって不況の
打開に努めたい、こういう政府の方針
が明らかなっておりますが、いわゆる
輸入エネルギーの節減と申しますと、
当然石油関係との競合問題が指摘
されてくると思っております。そこ
で最近新たに石油精製の会社が設立さ

れる動きがあるように聞いておるわけ
であります。こういう点が実際ある
のかどうか、その点について御質問い
たしたいと思っております。

○福井政府委員 新しい計画といたし
ましては、各精製会社が将来の石油の
需要の伸びに対応いたしまして、いろ
いろ計画をいたしておるようござい
まして、私どもの方でも会社の方から
計画につきまして、いろいろ説明を聴
取いたしておる段階でございますが、
新しい会社といたしましては、先生も
御承知のように川崎地区に埋め立てが
相当行われる予定になっておりまし
て現在進行いたしておりますが、この
地区に東亜燃料とゼネラル物産 合弁
の会社が一つと、それからさらに東亜
燃料と日本漁網という会社が合弁で一
つ新しい会社を、それぞれ作って、事
業をもくろんでおるようなことであり
ます。

○中嶋(英)委員 その川崎に今度設立
せられますゼネラル石油、日本漁網石
油という、こういう関係はすでに原油
の割当のワケは持っておりますが、精製
の設備というものは現在まで持ってい
なかった。従って今回設立せられます
工場というものは、この原油の割当を中
心として設けられるものだというふう
に理解するわけでありまして、これ以外
に原油の割当がなく、将来の需要の
伸びというものを計算に入れた上で、
とにかく精製所を作ってしまう。作っ
てしまえば当然原油の割当がくるだろ
う、そういうような見通しで会社の設
立を進めている、そういう向きはない
かどうかということなんです。

○福井政府委員 現在私どもの方で承
知いたしておりますところでは、ただ
いま仰せのような計画は、具体的には
承知いたしておりません。

○中嶋(英)委員 そうしますと需要の
伸びというものは十年、二十年先を考
え、現在の設備の操業率がかりに
百分になっていなくても、十年後には
足りなくなる。それを予定して今から
作っておくんだ、こういうことで石油
業界に關して精製工場の拡張とか、あ
るいは新設というものがふえていく可
能性があると思っておりますが、この問題
と、ただいま審議されております石炭
産業の現況の非常な苦しさというもの
と競合する面について、鉱山局長とし
てどのようなお考えを持っておられ
ておるか、その点をちょっと伺い
たいと思っております。

○福井政府委員 御承知のように石油
の将来の需要の見通しと申しますのは、
企画庁で策定いたしました長期経済計
画によってみましても相当伸びるよう
になっております。その伸びに対応い
たしまして現在の設備の拡張計画がど
ういうふうになっておるかということ
になろうかと思っておりますが、御承知のよ
うに現在石油精製工場の原油設備の稼
働率は大体六〇%くらいになってお
る、平均がかなりになっておるわけ
でございます。従いましてこの現状から見
まして、将来の伸びに対応して、会社
としては石油産業の中では、お互いに
競争的な立場にございまして、でき
るだけ有利な立場を保ちたいという一
つの企業心というものが、そういう
ふうに全体から見ますと能力の方が若
干上回ってきておる、こういうことにな
っておるわけでありまして、これを長
期計画に比べてみますと三、四年早く
そのテンポが来ている、こういう状況

になっておりまして、現在いろいろ計
画されております中でも、明年中に工
場ができるといふふうな具体的計画
に、全部がなっておるわけではござ
いまして、現在海のところを埋め立て
をやります、そして将来計画を実
行していくというふうなものがござ
いまして、そこいら辺の現在各社で持
っております計画が、具体的にどうい
うテンポで進んでいくかということをお
社の方から聴取いたしまして、今検討
をいたしておる段階でございます。

○中嶋(英)委員 私がいろいろ質問を
しますのは、確かに川崎の埋め立てが
現在進行中でありまして、大体計画より
早く進んで、もう一年もすればあの百
六十万坪の埋め立てが終るわけです。
その埋立地はほとんど石油関係、ある
いは石油化学関係、まさに石油化学の
センターというふうな感じの構想が進
んでおるわけですね。会社がどんどんふ
えて参りますとおのずから競争心が出
てくる。そうするとその競争が、そう
でなくとも日が当らなくなってきた石
炭産業の方にしわ寄せしてくる、こうい
う問題になると思っております。ですから
面する石炭産業の不況の打開に対して
いろいろ対策をなさるものもけっこう
ですけれども、その辺はよく見計らっ
て、今新しく会社を作るといっても、
原油の割当のワケがある、これは理解
できますけれども、これからどんどん
新設の会社を認め、工場をどんどん認
めていくというところが石炭産業にす
ぐらしわ寄せになるといふことを考え
たら、ある一種のブレーキと申します
か、線を引くとか、そういう点が必要
ではないか。たとえば現在日本では十
五の精製会社があって、工場数は二十

三、平均能力は一日二万二千バレル
である。ところがフランスでは十五工
場で平均能力がむしろ四万五千バレ
ルというように多い。イギリスの場合
は大体これをちょっと上回った量を十
六工場で作っておる。こういうことを
考えたとき、あまり小型の会社、小型
の工場がどんどんふえていくという傾
向は、勢い競争が激しくなると石炭の
方にしわ寄せがくる、こうなると思
う。その点について将来の需要の伸び
となると、十年、二十年を考えたとき
いろいろな傾向線が引けるわけであり
ますが、傾向線だけにたよらないで、
ある程度の指導というものは考えてい
いのじゃないか、この点についてお伺
いを申し上げます。何かお考え
がありましたら、それを伺って質問を
やりたいと思っております。

○長谷川委員長 中嶋さんは、新規の
油の精製会社というものは、申し込み
がある場合を聞いておるが、今後新規の精
製会社というものは申請があれば許す
か許さないかということが一つと、ゼ
ネラル、日網というものに割り当てら
れている外貨があるのだから、これは
当然それに割り当てられた外貨によっ
て許さるべきなんだ、こういうことだ
と思ふのだが、それを答弁願えはい
いのじゃないですか。

○福井政府委員 ただいま中嶋先生の
御意見は、私もよくもつともな御意見
だと思っております。私もまたそういう見
地で検討いたしておりますが、今後な
お十分そういう点を配慮いたして研究
をいたして参りたいと存じます。なお
新規会社の問題につきましては、会社
そのもののできますのは、私の方で別
段規制を加えるというふうな関係はな

三、平均能力は一日二万二千バレル
である。ところがフランスでは十五工
場で平均能力がむしろ四万五千バレ
ルというように多い。イギリスの場合
は大体これをちょっと上回った量を十
六工場で作っておる。こういうことを
考えたとき、あまり小型の会社、小型
の工場がどんどんふえていくという傾
向は、勢い競争が激しくなると石炭の
方にしわ寄せがくる、こうなると思
う。その点について将来の需要の伸び
となると、十年、二十年を考えたとき
いろいろな傾向線が引けるわけであり
ますが、傾向線だけにたよらないで、
ある程度の指導というものは考えてい
いのじゃないか、この点についてお伺
いを申し上げます。何かお考え
がありましたら、それを伺って質問を
やりたいと思っております。

○長谷川委員長 中嶋さんは、新規の
油の精製会社というものは、申し込み
がある場合を聞いておるが、今後新規の精
製会社というものは申請があれば許す
か許さないかということが一つと、ゼ
ネラル、日網というものに割り当てら
れている外貨があるのだから、これは
当然それに割り当てられた外貨によっ
て許さるべきなんだ、こういうことだ
と思ふのだが、それを答弁願えはい
いのじゃないですか。

○福井政府委員 ただいま中嶋先生の
御意見は、私もよくもつともな御意見
だと思っております。私もまたそういう見
地で検討いたしておりますが、今後な
お十分そういう点を配慮いたして研究
をいたして参りたいと存じます。なお
新規会社の問題につきましては、会社
そのもののできますのは、私の方で別
段規制を加えるというふうな関係はな

三、平均能力は一日二万二千バレル
である。ところがフランスでは十五工
場で平均能力がむしろ四万五千バレ
ルというように多い。イギリスの場合
は大体これをちょっと上回った量を十
六工場で作っておる。こういうことを
考えたとき、あまり小型の会社、小型
の工場がどんどんふえていくという傾
向は、勢い競争が激しくなると石炭の
方にしわ寄せがくる、こうなると思
う。その点について将来の需要の伸び
となると、十年、二十年を考えたとき
いろいろな傾向線が引けるわけであり
ますが、傾向線だけにたよらないで、
ある程度の指導というものは考えてい
いのじゃないか、この点についてお伺
いを申し上げます。何かお考え
がありましたら、それを伺って質問を
やりたいと思っております。

いわけであります。これがつまり油の精製をやるということになりますと外貨を必要とする。その外貨は現在のところでは割当基準で、そういうものに對しては外貨の配当をしない、こういうことで運用をいたしておるわけであります。

○中嶋(英)委員 要するに会社を作ることは制限できない。会社を作りました、そうして多少工場を作っても割当は困難だぞ、できないぞ、こう言われても強引に作ってしまう。作つた以上は遊休設備にしてほうっておくのはもったいないから云々ということになつてきますと、お役所の方は、せっかく作つたんだから少しはということになつてしまう。気の強いものはそれでもなお進めるという傾向が、従来の例からいっても私はないとは言えないと思うのです。ですからそういう点は、今後作つたものが勝んだということであつてはならない。それはまた石油業界自身のためにも過当競争を起すことになりますので、そういう点を御配慮願いたいということなのであります。よろしくお願いいたします。

時間のようですから、これで打ち切ります。

○長谷川委員長 次会は明日午前十時より開会をいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十九分散会

昭和三十四年三月二十三日印刷

昭和三十四年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局